

令和 8 年度第 2 回文京区男女平等参画推進会議 要点記録

日時 令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 2 分まで

場所 ZOOMによるオンライン開催

＜会議次第＞

開会

1 会長挨拶

2 審議

（１）文京区男女平等参画推進計画の令和 7 年度推進状況評価について

【資料第 1 号】

（２）文京区男女平等参画推進計画の改定について

【資料第 2－1 号】

【資料第 2－2 号】

3 その他

閉会

＜文京区男女平等参画推進会議委員（名簿順）＞

出席者

内海崎 貴子 会長、焼家 直絵 副会長、森 義仁 委員、藤井 麻莉 委員、千代 和子 委員、
小川 豪 委員、小田島 一景 委員、小山田 優稀 委員、藤田 星流 委員、宮田 直和 委員、
渡部 陽 委員、原 ミナ汰 委員

欠席者

小松 隼人 委員、伊東 弘子 委員、村田 秀夫 委員、矢形 秀樹 委員、松本 朋之 委員

＜事務局＞

出席者

総務部長 竹田 弘一、総務部ダイバーシティ推進担当課長 熊倉 智史

欠席者

なし

<傍聴者>

0人

内海崎会長：それでは、定刻となりましたので、令和8年度第2回文京区男女平等参画推進会議を始めます。

初めに、事務局からオンラインによる会議の進め方について説明をお願いいたします。

熊倉課長：初めに、オンライン会議の開催に当たりまして、ご注意いただきたい点をご説明いたします。

まず、参加に当たりましては、今ご覧の画面の資料のとおりとなりますが、発言者以外の方の音声はオフをお願いいたします。また、発言をされる際には、ZOOMの挙手ボタンにてお知らせいただき、会長から指名されてから、少しゆっくりと発言をお願いいたします。声による発言がないと会議録に残すことができませんので、チャットでのご発言はご遠慮ください。

また、資料の画面共有については事務局にて行います。発言の途中でも、必要に応じて事務局で共有を行うことがございますので、ご了承ください。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

続いて、本日の委員の出席状況を、事務局よりお願いします。

熊倉課長：本日の委員の出欠状況ですが、小松委員、伊東委員、村田委員、矢形委員、松本委員から事前にご欠席の連絡をいただいております。

また、原委員におかれましては3時までということで、事前にご連絡いただいております。

以上となります。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

熊倉課長：資料について確認させていただきます。資料は事前にデータでお送りしておりますのでご確認ください。

まず、本日の次第でございます。

次に、資料第1号「文京区男女平等参画推進計画令和7年度評価について」、次に、資料

第2－1号「文京区男女平等参画推進計画」改定に係る基本的な考え方について」、資料第2－2号「文京区男女平等参画推進計画の体系案」がございます。

資料の右上に番号が記載されておりますのでご確認ください。

資料は以上となりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。説明は以上となります。

内海崎会長：それでは次第の2、審議に入りたいと思います。

本日は、二つの審議事項を限られた時間の中で行いますので、目安といたしまして、審議事項の（1）につきましては14時35分頃までといたします。その後、15時20分頃まで審議事項の（2）の審議を行いたいと思います。ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、審議事項（1）の「文京区男女平等参画推進計画の令和7年度推進状況評価について」を議題とさせていただきます。

まずは事務局からご説明をお願いいたします。

熊倉課長：では、資料第1号について、説明いたします。

こちらの令和4年度から8年度の計画における評価に関しては、男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図っていくこととしています。

資料1ページをご覧ください。

まず、評価方法につきましては、それぞれの計画事業につきまして、四角枠囲いに記載があります男女平等参画の視点に基づき評価を行います。

また、各部署から前年度の実績の報告を受けた内容について、当推進会議で推進状況として報告し、評価をいただきます。

重点項目の設定方法につきましては、2番目の枠囲いにあるとおり、①から③の基準に基づき選定しています。重点項目12事業について審議し、令和7年度分の進捗状況に向けた具体的な指摘をいただくこととなります。本計画期間における重点項目については、2ページに記載のとおりです。

なお、今回の推進会議では、審議時間の都合上、重点項目の前半6事業のみ審議し、次回第3回目の会議で残りの6事業を審議いただきます。

前後いたしますが、年間スケジュールについては、1ページに記載のとおり進めていきたいと考えております。

ご説明は、以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、事業番号順に進めてまいりたいと思います。

初めに、事業番号2「学習指導の充実」についてです。

こちらについて、事務局から説明をお願いいたします。

熊倉課長：それでは、事業番号2の「学習指導の充実」について、ご説明いたします。資料は4ページとなります。

こちらはジェンダー平等、L G B T Q等に関する男女平等や男女相互の理解と協力に関する理解啓発等を、学校や地域、保護者と一体になって進められたいという昨年度の提言を受けて、ダイバーシティ推進担当から地域学校協働本部や青少年委員会などの会議体に対して、ジェンダー平等やL G B T Q等の理解啓発の視点に立った取組への協力を要請したところです。

また、保護者への周知啓発については、講師を招いた授業を実施する際に、学校だよりや学年だより等で理解促進・啓発等の取組を進めております。

所管課による評価につきましては、3となっています。

評価の理由ですが、様々な職層の教職員に対して、人権研修やS O G Iに関する研修、理解啓発等を行い、人権課題や人権教育に関する知識、デートD V等、性に関するテーマを取り上げて、児童生徒の発達段階における課題等について理解を深めたということが評価の理由です。

一方、教職員の理解は深まっていますが、教育活動として、学校全体での浸透には課題が残っているところであり、次年度に向けては学校、地域、保護者が一体となって、様々な事例についての理解を深める場を設けるなど、引き続き、人権に関する一層の普及啓発、理解促進を図っていく予定です。

事業番号2の説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

画面で資料を共有していただいているのですが、もう少し大きくしていただけるとありがたいのですが、委員の皆様、これくらいでよろしいですか。もう少し大きいほうがいいですか。大丈夫ですか。

藤井委員：私は画面で見る限り大丈夫です。

内海崎会長：大丈夫ですか。では、これをお願いいたします。

それでは、事業番号2の「学習指導の充実」について、ご意見をお願いしたいと思います。
手を挙げるマークを押していただいてご発言いただくということです。よろしくお願いいたします。

それでは、まず藤井委員からお願いします。

その後、小川委員でよろしいでしょうか。お願いします。

藤井委員：お先に失礼します。今回、今年度初めて参加します、委員の藤井麻莉と申します。
よろしくお願いいたします。

弁護士会でずっと男女共同参画をやっていて、こちらの文京区でも、もう任期3期目です。
今年は計画を作る年ということで、少し長くなってまいりましたが、継続させていただき
ます。これまでの経過を見ての意見をさせていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

過去の評価を見ても、取組が不十分だった点とその理由が毎年変わらないところが気にな
っていて、LGBTQ、SOGI、性に対する課題について、どんなプログラムをしていい
のかがいまいち分からないということだと思います。児童生徒にどのような指導をすればい
いのか分からないと令和6年のところにも書いてあって、今年もまだ浸透に時間がかかって
いたりとか、その発達段階に応じて取り扱う内容が明確でないことなどが書いてあって、そ
うすると、一度きちんとこういうことを教えるべきですよという体系とか、そういうプロ
グラムづくりに取り組まないと、なかなかもう進化しないのかなと思っています。

あと、やっていることももちろんあるけれど、まだできていないことと課題が変わらない
のであれば、年度評価は3ではなくて2でもいいような気がしています。

ここのLGBTQ、SOGIに関することが1点目です。

続けて2個、言わせてもらいたいんですけど、まず全く違う話で内海崎会長の、勉強会
での講義動画を見ました。やっぱり学校におけるバイアスであるとか男女の差は大きいと思
っていて、それで、学校が取り組んでいる制服の話であったりとか、文京区も多分、私立に
通うお子さんとかが多くて、どうしても漏れるところがすごく気になってしまいます。特に、
やっぱり私立においては建学の精神ということで男女がはっきり分かれていたり、もともと
定員を男女で分けて募集しているせいで名簿もいまだに男女別々のところとかがたくさんあ
るし、そうすると、その学校にいる限りは、やっぱり学校に従うのがよくて、いろんな考え
に触れる機会が減ってしまう。だからこそ、地域がやることって大事だなと思っています。そ
の辺りも新たに検討していただきたいこととして考えています。

私から、これは意見です。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局、このご意見に対して何かありますか。

では、まずどうぞ。

その後、原委員をお願いします。

熊倉課長：すみません。ありがとうございます。

いただきましたご質問で、評価理由ですね。6年度と7年度が変わっていない部分が見受けられるというところ、こちら、確かにおっしゃるとおり、そういった点があると思うのですけれども、教育委員会といろいろ、この内容についてフィードバック等を行う中でも、やっぱりそこはなかなか進め方が難しいという話はいただいているところです。

そもそも、学校の教育の中でも難しいながらもそこを対応しているという事情があるというところなので、このような書き方になっているところがあるかなと思うのですけれども、今回いただいた意見をまた含めてフィードバックさせていただいて、改めて、その評価内容が3で適正なのかということも含めて、聞いてみたいというふうに考えております。

内海崎会長：ありがとうございます。

では原委員、お願いします。

原委員：すみません、もう一人おられたようだったのですが、大丈夫ですか。さっき小川委員から手が挙がったかと思いますが。

内海崎会長：多分、藤井委員のご意見との関わりかなという判断をして、この後、小川委員にお願いするのですが、藤井委員がおっしゃったことに関わってですね。

原委員：そうですね。

内海崎会長：はい。では、お願いします。

原委員：私も同じ感想を持っているのですけれども、やはり、この先どうやって進めていくかというのは、結構、社会全体の悩みでもあるんですね。私たち、LGBT相談、いわゆる虹色相談というのを特化してやっているNPOなのですけれども、相談員さん、それから職員研修をやるときに、どうやって一歩先に進めるかということを大分悩んできました。

それで、やはり、知識の普及だけではなかなか足りない。それはもう必要ではあるのだけれども、そして、知識というのは、その発達段階に応じて徐々に積み上げていくものではあるのですけれども、それとはまた並行して、やっぱりマジョリティであることの楽しさという

か、いわゆるエスカレーターに乗っていける人たちと、階段か何かを登っていかなければいけない人たちの、その差というのがすごくやはり意識されないと、なかなかやっぱり自分の大変なところと自分が楽なところというのをそれぞれが意識していかないと、なかなかこの課題というのは腑に落ちないというか、先に進めないというのが一つあって。

参考になるかと思ってお話しするのですが、私たち、相談員研修などを今、全国で展開しているのですが、そこで、見えない当たり前を考えようという、いわゆるマジョリティ特権と言われているものというような、当たり前と思っている権利がほかの人にはなかったりするという、そのギャップをやはり見ていくというのがあるので、そこを考えるために、性の多様性のみならず、人のいろいろな側面で、すんなり扉が開くところと、押しても押してもなかなか開かない、そういうところをやっぱり自分で考えていこうと。これはもう、生徒もそうですし、保護者もそうですし、教職員も管理職も皆さんそういった取組をしながら、少しずつ、社会全体のことを見えるようになっていくと、そういうような取組を始めています。

それからもう一つは、地域に根差した、どういった活動が実際に行われているかというのをやはり知っていくと。学習現場で実習をするという、なかなか大変なのですが、例えばカラーリボンフェスタというのを毎年、文京区役所の1階でやっておられまして、私たちも参加していますけど、そういうところに生徒たちを案内していろいろなことを知ってもらうとか、それから、地域で実際どんな相談が行われているか、どんな取組が行われているかを調べてくるとかですね。この間も男子校の先生からご相談いただいて、実際、男子校ではあるけれども、やはりジェンダー平等というのをしっかりやりたいということで、いろんなところに自分たちで調査に行って、宿題で持って帰って自分の住んでいる地域の状況を調べてくるとか、そんなようなお話をしましたので、そういったことも取り入れたらいいのではないかというのが何かのヒントになればと思ってお話ししました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

藤井委員、何か補足はありますか。

藤井委員：ありがとうございます。確かに、本当に実態も知りたいなと思いながら、大変勉強になります。ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

これに関しては、この後、小川委員のご意見を伺ってから、またちょっと私からも補足を

させていただきたいなと思っておりますが、まず小川委員、ご意見がおありのようなので、まず小川委員からご意見をいただこうと思います。よろしくお願いします。

小川委員：小川です。聞こえますでしょうか。ありがとうございます。

先ほど、これは教育関係ということなので、今回は、町会長ではなく私自身が地域学校協働本部のチーフコーディネーターを行って、小中学校の支援をやらせていただいている中で感じたことをちょっとお話しさせていただきます。

今、教育現場では、確かにこういうプログラムが用意されて、様々実施されていることは見聞きはしているのですけれども、やはり問題点としては、この令和8年度を迎えますと、都教委が決めた、教員の残業時間を30時間未満にしろとか、教員の負担というのをなるべく少なくしろという話が出てくると、子供たちも含め、学校支援の中で、こういった活動、こういうことをしなきゃいけないということを伝える方法論がどんどん薄くなっているように感じられるんですよ。その中で、やはり教育現場でもう昔から残っている課題というのは、やはり人権とか平等とか、そういった問題がなし崩し的に忘れ去られているというか、そのまま置き去りになっているところも、実は文京区側であるんですね。

こういったものを、我々がこうやって、推進会議でこういうのを見ましようと言ってポイントだけ絞るというのは非常に大事なことはあるのですけれども、まずは、教育委員会に聞くだけではなく、先ほど原委員からもお話があったように、社会というものを、すごく小さな文京区の学校周辺の社会、その小さな社会の中で起きている問題というものを吸い上げて、それがしっかりと改善していくかどうかというのをやっていますかという、本当に具体性のある投げかけをしていかないと、よくはなっていないんじゃないかなというのは、この内容を見る限り、すごく感じたんです。

だから、こういったものを、じゃあどうやってこの中に含めていって、よくしていくのか。また、そういう土台、要はベースアップを図った中で、ちゃんと子供たちのための支援をもっとよりよくしていくという取組をしていかなきゃいけないんじゃないかなというのは、この数年、お話をされていて非常に感じたことなので、ちょうど令和8年度が最後の評価ということで、各所管の事業内容を確認する最後の機会だと思いますけれども、次の段階ではもっと、先ほど私が言ったように、小さな社会の中で起きている問題点、これが、もう人権だったりとかLGBTQだったりとか、様々なそういったものに関係しているものというのは必ずあるので、それに対して教育現場でちゃんとやっているかというのを積み上げていくべきかなと思ったので、長くなりましたけれども、お話しさせていただきました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、小山田委員ですね。どうぞ。

小山田委員：ありがとうございます。

今、小川委員がおっしゃっていたことはすごく重要だなと思っていて、ジェンダーの主流化という形で、こういう様々な政策についてジェンダーの側面から評価をするという形で今、我々はこの評価を目にしているところだと思うのですけれども、そうなったときに、いわゆるうまく実施ができていないといったところが、例えばもっと大卒の教育施策自体が全般的に教員負担の目線から見直されなければ実効性が担保できないとか、そういった広い視点をかえって阻害している部分があるかなと思います。

今、この評価の部分だけ見ると、どうしてもそのジェンダーのことをどう頑張ろうかという視点で考えてしまうんですけど、これを実際に、ちゃんと実効性を持ってやっていこうというふうになったときに、誰をどう巻き込むために何の準備が要るのかというところを、今のところ不十分だった点と、その理由のところには分析が足りていないのかなというふうに思いました。

ですので、ちょっとこの件に関しては特にいろいろと皆さん思うところがあるかなと思いますので、いろいろ、ジェンダーの観点でどうかというところも大事ですけど、うまくいっていないところが、果たしてそれはジェンダー的なアプローチのお話なのか、それともシンプルにリソースだったり時間だったり、もっと物的なものなのではないかというところ、人的なところなのではないかというところの観点をきちんと考えないと、何か我々はこの場で、ただジェンダーの側面からどうかという話から超えられずに話をすることになるので、ジェンダーの主流化って、ジェンダーを当然のように評価の中の一つの項目として盛り込むという目指すところを考えるのであれば、何か逆にそのジェンダーの取組を推進するための阻害部分というのが、果たしてジェンダーの枠から超えていたとしても取り上げられるようにすべきではないかなと思いました。

端的に言うと、不十分だった点とその理由のところ、いわゆるジェンダー的にどうか以外のところで推進に問題があるのであれば、きちんと運営課題として記載をしておけば、その点についてきちんと区側が問題を認識しているんだなと我々も考えることができると思いますので、ちょっとそういった要素も盛り込んでいただければ良いのかなと思いました。

以上になります。

内海崎会長：ありがとうございました。

全体の流れとしては、最終的に小山田委員がまとめてくださったようなところに落ち着くのかなというふうに伺っていて思いましたが、多分、学校現場が、LGBTQですとかSOGI、性の多様性ですとか性教育に関して取り上げにくいというふうに言っているのは、もうこれは明確に学習指導要領のはじめ規定があることによって、基本的に学校現場は金縛り状態にあると。個々の教員に意識があって、例えば包括的性教育をやりたいと思っても、そのプログラムがきちんともう出来上がっているわけですね、ある一定程度。ですけど、それをじゃあどう現場に入れていくかといったときに、やはりそこに大きく立ちはだかるのが、先ほど申し上げたような、学習指導要領によるはじめ規定があるという、そのことがまずは大きく、小山田委員のおっしゃるところの施策の問題、それが多分あるのだろうと思います。

一方で、小川委員がおっしゃったことで、原委員がご指摘なさった地域の現場、地域活動をどう取り上げていくかということは、これは一定程度、区でできることがありそうだなという印象は持ちました。

ただ、それが、小川委員がおっしゃるように、どういう視点で取り上げていくのかといったときに、法務省のやっている人権教育ですとか、文科省もやっていますが、それでどうことが求められていて、それが現場でどのようにできているか、できていないのか。できていないとしたら、それはなぜなのか。そして、それは、そこに関わっている方たちにとってどういう意味があるのか、阻害要因は何なのかということ、これをきちんと明確にするべきだという、4人の方のご発言を聞いていて、最終的にはそこに落ち着くかなというふうに思います。

ですので、このような意見が出たということで、教育委員会にちょっと投げかけていただきまして、教育委員会だけではなくて、これは生涯教育関係のところ、社会教育関係のところにも問いかけはしているのでしょうか。多分、小川委員や原委員がおっしゃった部分は、学校教育というところではなくて、所轄でいくと縦割りになっておりまして、社会教育領域のところだと思うのですが、その辺りは事務局いかがですか。

熊倉課長：こちらの項目に関しては、所管は教育指導課というところで、教育委員会のほうとやり取りをしています。

内海崎会長：なるほど。

熊倉課長：今いただきました社会教育の分野につきましては、共有はまだできていないところかなというふうに考えております。

内海崎会長：ありがとうございました。

小川委員、どうぞ。

小川委員：私も地域学校協働本部のほうでの意見として言わせていただきますが、教育委員会から特にはないです。我々が自主的に集まって、そういうセミナーだったり協議会の中でそういうことを学ぼうと。

先日は、六者研と言いまして、副校長、それから小学校、中学校のPTA、それから我々協働本部、それから青少年健全育成会と、そういう大きなくくりの中で、起立性調節障害の講習会を行いました。なかなか起きられないとか、学校に行けないとか、そういった子たちがいるという実態を学ぶ機会とかを自分たちでやっています。逆に、役所側からこういうのがある、こういう状況です、学校ではこういう問題が起きています、だからこれを学びましょうという機会はなかなかないです。それが実態です。

内海崎会長：ありがとうございました。

大変申し訳ないのですがけれども、議論の時間が限られておりまして、この項目については一旦ここで中断させていただきまして、もし時間がありましたら、またご意見を伺いたいと思いますので、次の事業番号8「男女平等センターにおける学習機会の充実」についてお願いしたいんですが、こちらは、事業番号10の「男女平等参画啓発事業の充実」と関連しておりますので、まとめて事務局から説明をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

熊倉課長：それでは、初めに事業番号8をご説明いたします。

資料は8ページをご覧ください。

令和7年3月から令和8年5月までの改修工事に伴いまして、男女平等センターが休館しておりましたが、一部事業を区の主催事業として継続して実施をいたしました。

令和7年度の実績としては、④の男女平等参画週間記念講演、⑦女性活躍推進事業、⑧年2回の啓発誌の発行等、各種講演会や事業の実施、周知啓発を通じて学習機会の充実に努めてきました。

休館により一部事業が中止となりましたが、一部事業の参加率や満足度はアンケート結果からも高くなっています。

事業内容についても、男女共同参画週間記念講演会及び女性活躍推進事業では、文京区にゆかりのある著名人により、社会的関心の高いテーマを設定した講演を実施し、例年より多くの参加者が集まりました。

また、社会参画支援事業では男性特有の生きづらさに焦点を当てた講演会を実施し、女性だけでなく、男性の視点からもジェンダーを考える機会を設けることができました。

これらを受け、所管課による評価は4としています。

課題としては、若年層の参加の増加を目的に、区のSNS等による積極的な周知を行ったものの、新たな参加者層の大幅な増加とはなりませんでした。

次年度に向けて、参加者の性別や年代の多様化のため、区だけでなく指定管理者のSNSアカウントによる情報発信など、効果的な周知方法について検討するとともに、事業の企画に当たっては、区内大学等との連携により、ジェンダー平等のさらに専門的な視点や若い世代の意見を取り入れていくということとしています。

続きまして、事業番号10です。

資料は11ページとなります。

こちらは、啓発事業として、①男女平等参画啓発事業として、国際女性デーに合わせたUN Women日本事務所との共催事業など、また、②の性自認及び性的指向に関する対応研修セミナー等を実施しました。

対面とオンラインを活用して実施したこともあり、参加者が増加した事業もあったということから、男女平等参画の普及啓発を広く行うことができたということで、評価は4としています。

一方、事業参加者以外への周知啓発を目的としたオンデマンド配信については、著作権や肖像権の関係で、講師との調整が最終的につけられず、実施することができなかったことを課題として挙げております。

次年度に向けては、参加者の裾野の拡大のため、あらかじめ講師と調整の上、オンデマンド配信の実施を検討し、実施方法につきましても、引き続き事業内容によって、対面開催、オンライン、動画配信等を使い分けて実施していきたいと考えております。

説明は以上となります。

内海崎会長：それでは、初めに事業番号の8「男女平等センターにおける学習機会の充実」についてご意見をお願いしたいと思うのですが、千代委員、出席なさっていらっしゃると思うので、何か説明がありましたらお願いします。

千代委員：すみません、大丈夫でしょうか。入るのが遅くなりまして申し訳ございません。

いろいろなことを新しいところでやらせていただこうと思って今、予定しております。まず、大学生に参加していただきまして、6月のオープニングのときも明治大学の生徒さんた

ちに入っていました。また、8月にあるジェンダーこども教室も、大学生に参加していただきまして、やっただく予定であります。

あと、今までなかなかオンライン配信ができなかったのですが、今度W i - F i が新しく入りましたので、またそういう配信ができると思いますけれど、なかなか先生のご都合で、配信できるかできないかというのはちょっと難しいところだと思います。

あと、ジェンダーのことも今、先ほど小川委員がおっしゃったように、職場体験で今、中学生2人を受け入れて、ちょうど今日、2日目のところです。それで、そういう交通費のことも全然分からなかったのですが、内海崎会長の資料をお借りして、昨日、1時間ほど資料を見ていただいたら、男女平等とジェンダー平等の区別をしっかりと把握してくださって、すごいなと思っていました。

それで今、ちょっと男の料理教室のチラシを作っているところなのですが、それで、お父さんはどうですかと言ったら、お父さん、調理はいつもやっていますとお返事をいただいたので、大分前とは違ってきているなということが分かりました。

あと、今来ていただいているところが、以前、上野先生の講演会をしていただいたということをお聞きしていて、きっかけは何だったのでしょうかと伺いましたら、とにかく上野先生のジェンダーのことを聞きたいということで何年か前にやっていただいて、あと、2019年に男女平等センターで上野先生の講演会をしていただいたときに、直接その生徒さんが来てくださって、ずっと継続してジェンダー関係を勉強なさっているのを聞いて、やっぱり中学校なんかには講演会に行きたくて聞いていただくということがすごく大きいことかなと思っています。

あと、とにかく、今度また男性の料理教室も夜に考えておりますし、あとこどものジェンダー教室、夏休みにやるのにどうやって生徒さんを集めようかなと思っていますところですが、やっぱり小さいときから考えていただくということが本当に大事ななと今、思っております。

そんなところでよろしいでしょうか。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、事業番号8についてご意見がおありになりましたら、どうぞ挙手をお願いします。

焼家副会長：すみません、焼家です。遅れて入ってしまって申し訳ないです。ちょっとZOOMの不具合がありまして、また今日もよろしくお願いいたします。

U N W o m e n は、文京区と連携して、国際女性デーや女性に対する暴力撤廃だとか、いろいろな節目節目に共同でイベントを開催させていただいております。今回も、国際女性デーのイベントのことが出ておりました。引き続き、年に二、三回ぐらい文京区様とは一緒に男女共同参画、女性活躍推進ということでイベントや啓蒙活動をやっておりますが、そういったこともまた、しっかりとやっていきたいと思っております。

また、SNSなどの周知の必要性ということも理解しておりますので、それもしっかりと強化していけたらいいなと思っております。

また、学校でもレクチャーとかもしておりますので、そういうこともできますし、また企業へのガイダンス、講演とかも今やっておりますので、またそういうのも機会がありましたら、是非お声がけいただければと思っております。そういうことも続けていきたいと思っております。

ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

それでは、原委員、手が挙がっているようです。よろしくお願いします。

原委員：千代委員にちょっとご質問をこの際させていただきたいと思ったのですが、私も今は今、全国で多様な性を持つ人たちが相談できる相談室というのをリスト化しているところで、それで、文京区の男女平等センターはどんな対応をされているのかというふうに質問をもらったんですね。それで今頂いた資料にちょっと出ていないので、実際に多様な性を持つ方の悩みがこちらの相談室に来ているかどうか、来ている場合は相談票などにどのようなカテゴリーで丸づけしているのかというような、ちょっと具体的なことで、お分かりになる範囲で教えていただきたいのですけれども、いかがでしょう。

千代委員：すみません。よろしいでしょうか。千代です。

私のところでは、直接的にS O G Iのことはやっていないのですが、区で2か月に1回やっているサロンに参加させていただいたりしております。

あと、相談内容も、相談室はございますが、私たちは直接知ることができないのですが、今、私が答えられるのはそれぐらいなのですが、よろしいでしょうか。

熊倉課長：事務局のほうから補足させていただきます。

区のほうで男女平等センター相談室業務というのをやっております。その中に、原委員のお話にございましたL G B T Q等の関連のご相談については、それほど多い件数ではないのですけれども、自分自身の悩み事というところで、お友達との接し方ですとか、いろいろな

社会との関わり方で、自分自身でちょっと悩んでいると、そういったことは相談員のほうに相談をしているという実績が、件数はちょっとすみません、細かい数字は今すぐには出ないのですけれども、受けているというところです。

以上ですが、いかがでしょうか。

原委員：分かりました。

今、全国で、男女共同参画センターなどで、これからどの相談も受けていけるようにということで、いわゆるLGBT理解増進法というのが、基本計画が出まして、その基本計画の一番大事なところとしては、一般の相談でも、SOGIの専門相談でなくても相談を受けられるというふうにしていかなければいけないとねということが基本計画にうたわれていますので、これから私どもも各種の相談窓口に、皆さんにご連絡して、今、実際どういう形でご相談を受けてくださっているのかというのを調査するという段階でございます。

なので、今後、もし可能でしたら、文京区の男女平等センターでも、もう少し多様な、例えばトランスジェンダーの人とか、男女の悩みというふうに書いてあるところをもう少し性に中立な言葉にしていくなとか、そういうような地道な広がりを実施していただければなというのが一つです。

もう一つは、実際に今、区のほうで相談を受けていらっしゃるということなので、仮に年に数件でも、もし来ているようでしたら、どれくらい来ているかというのを調べていただいて、千代委員のところでは分からないというお話なので、差し支えない範囲で私どものほうにお知らせいただければ大変ありがたいということです。

以上でございます。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは事務局、可能な範囲でお願いいたします。

森委員から手が挙がっております。森委員、どうぞ。

森委員：森です。8番のほうが評価は4ですね。

それで私、理工系の関係なので、④の辺りですね。最近いろんな新聞にも、政府のほうから、データサイエンス分野に女性のエンジニアを増やすですとか、いろんなやつがあるんだけど、やっぱりこの20年間ぐらい、理工系に女性が少ないのでどうするかというのが、いろんな理工系の学会が20年以上取り組んで、20年前の学校基本調査統計では、理工系学部に進んだパーセンテージが11%だったんだけど、正確な数字は調べ方によって異存があるんだけど、20年間やった結果が17%に上がった。この6%をどう考えるかというの

が大きな課題として残っていると。今4の評価がついていますよね、8番かな。

先ほど、学習の機会のところでも、小川委員がおっしゃったことで非常にそうだねと思ったのが、根っこは一体どうなっているんだという辺りをじっくり考えていくというのが大事かなと思っているんですよね。

確かに今、ここの男女平等センターが取り組んできたいろいろな取組、理工系に関して、非常にすばらしい取組だし、外部でどんなことをやっているかということ、文京区でもやってきていると。そういう意味では4がついているのだと思います。

ただ、実際に、文京区の中だけじゃないんだけど、こういう効果が出たかというのと、その6%って、じゃあ今後どうするのかという問題のときに、さっき小川委員から、もっと根っこの部分、平等の部分というのですかね、そういうところをやはり考えていくのが大事だなと思うので、男女平等センターで、もし理工系があるとする、今までの取組のいろいろなではなくて、根っこの部分は一体何かというのを少し取り組むといいかなというふうには思いました。

私、言うだけでは、誰がじゃあやるんですかということなので、これは私ごとですが、文京区女性団体連絡会の常任委員になりましたので、そこで私、そういう話、アイデアを基に、ここの根っこの部分を少し考えて、やっていきたいなと思います。

ただ、これは理工系の分野かもしれませんが、先ほど小川委員が言っていたように、根っこの部分というのを少し考えていく、もしくは、根っこの部分はどうかというのを、少し現状をやっぱり表に出すというのは大事なかなと思いました。

だから、これは別に意見というよりは、意見を言うんだったらおまえがやれよということなので、私、ちょっと取り組んでいきたいなというふうに思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

10番のほうにも話題というかご意見が広がっているようですので、10番についてということはいかがでしょうか。「男女平等参画啓発事業の充実」ですね。8番が男女平等センターのほうでしたけれど、学習機会の充実、まあまあ共通点があると思うのですが、10番について何か取り立ててというご発言はおありになりますか。

森委員：森に聞いているんですか。違いますよね。

内海崎会長：いえいえ、全体です。

森委員：はい。では、せっかくなので、ここに幾つか並んでいるのですが、例えば、④がまた

理工チャレンジとありますよね。これはやっぱり何を目指しているかということ、よく言われますよね、何か困ったときにはやっぱり女性を働かすのかみたいな意見がありますよね。もう昔の話ですけど、男たちが戦争に行ったときに、足りないから女性を働かすとか、今回もこういうふうに理工チャレンジと言っているけど、この目的は何かということ、産業界で人材が足りないという話だけれども、ただ、表面的なことというよりは、じゃあどうして少ないのかという、やっぱり根っこのところを少し、この④のことだけを考えていても、何が、そこが平等になっていないのだとすると、平等って何だろうとか、やっぱり機会平等とか結果平等とか、いろいろな問題がありますが、そういうところが少し表に表れてきて、これからやっぱり小学校とか中学校の人たちが大人になっていくときに、世の中でいろいろ、何か差があるけれども、その根っこの部分は一体何があるんだろうというのが、小学校とか中学校の辺り、もちろん子供はなかなか理解するのが難しいかもしれないけど、保護者の人たちも知ってもらいたいんじゃないかなというふうに思いましたね。根っこの部分ですね。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは大変申し訳ありませんが、次の事業番号14「地域活動団体への男女平等参画の働きかけ」に進ませていただきます。こちらは、男女平等参画のための組織の男女比率等にも関係するところになりますので、事業番号25の「委員会・審議会等への男女平等参画の推進」と続けて事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

熊倉課長：それでは、事業番号14、地域活動団体への男女平等参画の働きかけについてご説明いたします。資料は14ページになります。

こちらは、各種団体が男女平等参画の視点に立った組織運営を目指し、今年度は役員における女性の割合が50%を超える団体が昨年度より4団体増え、その割合も増加しています。

所管課による評価は、2としております。

評価理由については、まだ道半ばですが、役員、委員の選出に当たり、数字の改善が見られ、女性の参画が少ない団体については、女性参加者を増やすための取組を続けているなど、数値に表れない取組や地道な呼びかけを実施している団体もあるという点で、一定評価をしているところ です。

一方で、所管課から、団体の自主性を尊重する部分から、積極的な働きかけや介入を行っていないという状況もあり、前回の推進会議でも議論になりましたが、一部、活動の維持継続自体が困難な団体が見受けられるなどの構造的な問題もある状況です。

男女平等の視点に立った団体運営を目指し、目に見えないところでもジェンダー平等の取組を前進させることが重要と考えております。

引き続き、数値と理由の把握、また、数字では表すことができない団体の実情に応じた部分についても、自由に記載する方法などで、団体ごとの実情を考慮しながら取組を紹介するなど、情報の収集、提供を行っていく必要があります。

引き続き、所管部署に対し、男女平等の視点に立った団体運営について働きかけを行うよう、また、女性割合の数値の把握等にも努めていくよう要請をしていきたいと考えております。

続けて、事業番号25、こちらは委員会・審議会等への男女平等参画の推進となります。

資料20ページをご覧ください。男女いずれかの一方の性が委員の総数の40%未満としないことを目標に、改選時期等に合わせて、審議機関の目的、性格に応じて女性を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等はその状況を解消していくことを目指しており、その割合を達成している委員会等の総数は、なだらかではあるものの増加傾向にあります。ただ、全ての委員会・審議会における委員総数に占める女性委員数の割合が4割未満としないという目標は未達成のため、所管課による評価は2としております。

目標は未達成ではありますが、継続的な働きかけにより、いずれも数値割合の改善の兆しや、所管課の意識の浸透が徐々に見られる部分は実感として持っております。

引き続き、地道に、継続的に、庁内への意識づけや職員向けの研修等を通じて所管部署へ委員改選時等における積極的な働きかけを要請していきたいというふうに考えております。

資料の説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

事業番号14「地域活動団体への男女平等参画の働きかけ」について、まず、ご意見を伺いたいと思いますが、事業番号25に関わる課題も共通にあるかもしれませんので、どちらでも結構ですので、まず14のほうを中心にお話をしていただき、25に関しては、25に関して発言をしたいということをお断りいただいてご発言いただければと思います。

では、まず14に関してご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

藤井委員、どうぞ。

藤井委員：藤井です。

これは今までずっと重点的に取り組んできたところになります。重点的にというのは、なかなか結果が変わっていないというところですね。それで、漠然と働きかけをしても変

わないので、これはきちんと文京区モデルとして、また、文京区というのは、お住まいの方はもちろんご存じかもしれませんが、意外と、都会的でありながら、とても地域の団体が強いところだとも聞いていて、そういった意味でも大事だろうと思っているところです。

なんだけど、今回まず見てみて、具体的に何が進んだのかなと。これ、事業概要ももちろん、パーセンテージもなんですけど、区として恐らく取組をしていくところに主眼があって、団体の自主性もあるので、何かちょっと漠然としているので、まず、どういうことを具体的にされたのだろうということをもう少しご説明いただいたほうが、評価がしやすいように思いました。

内海崎会長：それでは、事務局、お願いいたします。

熊倉課長：こちら、地域活動団体等への働きかけというところになりますので、直接的に区がコントロールといいますか、うまくそこを制御できる部分がちょっとなかなか難しいところになるのですけれども、やっぱり町会のお話ですとか、様々な関係団体を抱える所管課に対して実情のヒアリング等を行った上で、どのようなところが進めづらいのかとか、そういったところの意見を聞きながら、可能なところで、どのように声かけをしていただけるかというところを相談しながら、うまく地域活動団体のほうに情報というかお声がけをしているという状況でございます。なかなか、そのモデルケースといいますか、推進会議の中でも出たところになりますけれども、そこをちょっと踏まえて提示をしたというところではなくて、実情を、ヒアリングをしながら、可能なところで地域のほうに声かけをしているという状況というふうに聞いております。

内海崎会長：ありがとうございます。

多分、これに関連してだと思えます。小川委員、どうぞ。

小川委員：度々すみません。前回もちっと触れたと思うのですけれども、私、町会長をやっていますが、町会として町会活動に参画していただける方々というのは年々、もう文京区全体で各町会の大きな課題になっているんです。それだけ人が出てきていない。じゃあ、今いらっしゃる方々が一生懸命頑張って新しい方を入れようとやっても、なかなか増えないという、その分母がありまして、その分母にいらっしゃる方々が、ほかの団体に、役所のほうから声がかかって行かなきゃいけない、委員会に行かなきゃいけない。いろんなところに出向いているので、どんな関係団体で数字を取っても、もうほとんど似通ったものしか出てこないんですよ。ですから、男性と女性の比率とか、そういう部分だけを見るんじゃなく、もともと出てくる人間の数が、もう来年になればもっと減ります。どんどん減って行って、同じ

方が1人で四つも五つもいろんなものを抱え込んでやらなきゃいけない現状が今、生まれているので、幾らこれを見ても、改善する兆しというのは恐らくないです。

だから、見方を変えるのか、もしくは、じゃあ、今各種団体がありますけれども、そこへ人を、参加いただける区民の方に働きかけるというのを、別のやり方をして、人を増やして、その増えていく中でこれを見ていくというのだったら非常にいい働きかけだと思うのですが、現状は全くこれ、改善する兆しはないので、これを見るというのはやめたほうが私はいいいと思っています。むしろ、何というのですかね、参加いただいている方々がどんどん高齢化していったら、恐らく消滅する町会も出てきますし、例えば今、町会の中で、私の町会からも、民生委員さんで出てくださいとやっていただいている方なんかは女性の方がほとんどですよ。でも、それだって、高齢化されて引退されれば、次に出てくる方が、男性がなんでいないのと言われたら、いや、男性は男性でこちら側のほうをやっています、だから女性は女性でこちら側のほうをやるというふうに今はできていますけれども、それでは、引退されてどんどん分母が縮小していったら、出す人間すら出てこなくなるので、これを幾ら見ても、恐らく最後のほうでは、いろんな各種団体、各委員会、いろんな地域団体が消滅したりとか、なくなったりとか、人数が減ったりとか、もう固定化されたりという、もう本当に終息の部分を生懸命見ているだけなので、増やそうという部分を見ていて、じゃあその増えていく中で、こういう改善点が見受けられるのかどうかという、着目すべき点が違うのかなと。そこら辺をやっぱり、しっかりとポイントを絞ってやっていただけたらなと思っています。だからこれは本当に、幾らこの数字を取っても今、あんまり、こんな乱暴な言い方は失礼かもしれませんが、意味がないなと思います。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

評価の方法というか、評価の材料そのものに関して疑問をお持ちということなのですが、今の小川委員の発言に関して、小山田委員でしょうか。それとも、最初のご質問は藤井さんなので、小山田委員からでよろしいですか。藤井委員、よろしいですか。

では、小山田委員からお願いします。

小山田委員：ありがとうございます。

どっちかという若手サイドというか、いわゆる若いうちに引っ越してきて、そういう地域団体に実は入るタイミングを失った側というか、当事者寄りの意見として出したいと思います。

まず、やっぱり入り口が分からないんですよ。今、私、これは質問しようか迷ったんですけど、地域活動団体ということ自体がそもそも何なんだろうというところがあって、どんなそもそも団体があって、何の活動をしていてみたいなところは、一体どういう入り口で、それこそ若い人はアクセスすると思って皆さん運営していらっしゃるのかなというところが結構あって、もし人が足りないというところで、いわゆる、もちろん公共的な利益のために活動しているところだし、いわゆる区の行政というところを考えた視点からも必要なのは理解していますが、何か例えば区側の働きかけというところで、強制的に人を補充するとかはもちろんできないので、例えば区報とかで、こんな地域団体がありますみたいな紹介ページとかを作って出していくとか、やっぱり地域活動に少しでも興味を持った人ってそういうところから入るのかなとちょっと思ったりするので、何か入り口を用意して、かつ、そこで、きちんと分かりやすい活動内容とか、こんなことを目指している団体ですよとか、こういう人でも活動できますじゃないですけど、何かハードルを下げる作業が要るのかなと思います。

自治会とかってどうしても、若手が入ると、今やっている仕事を、若い人が入ってきた、体力もあるし、きっと知識もあるだろうから何でもお願いしたいみたいなふうに負担が増えて、結局辞めていく話とか、ほかの自治体というか町内会とかでも、実は若い世代の中では結構回っている話なので、そういうイメージとかが先行しちゃっている部分を払拭する必要はあるかなんと思っています。

あと、これはちょっと個別攻撃するつもりはないんですけど、実際、私が入ろうと思っていろいろ調べていたときとかに、女性のメンバーも募集中ですと書いてあって、そこに女性ならではの細やかな視点を期待しますみたいなことが書いてあって、お呼びじゃないかと思ってやめた記憶がありました。ちょっとやっぱり、そういうところ一つ一つが、踏み込むためのバリアというかハードルになってしまっているのは確実にあると思いますので、その周知広報の部分を、もちろん区の方と連携してというのは重要ですし、それに向けた発信とかというのにも必要なのかなというふうに思いました。現状、この辺の地域活動団体の活動がすごく重要かつ、先行きについては持続可能性が難しいというところは感じるころではあるので、やっぱりそこはうまいところ、何か手を取り合う方向で考えたほうがいいかなんと思いますし、何かこういう数字自体で全てを語るのは、先ほどの話とも関連しますが、これ自体で評価をするという一つの評価側面だとは思いますが、結果として、女性の割合、男性の割合が、やっぱりある程度等しくなってくると、それで、きちんとそれは男性1、女性1の団体がいっぱいあるとかじゃなくて、ちゃんと母数が確保されているという、そういう

状態が理想だと思うので、解決すべき問題の優先順位がありますよという話と、こういう評価が無駄だという話はイコールではないかなというふうに思いましたので、そこだけ申し添えられればなと思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

では、続けて藤井委員、お願いします。

藤井委員：ありがとうございます。

今、本当にお二人の意見も受けてのことなんですけど、やっぱり今後、計画を次に立てなくちゃいけないので、そういったときにどう反映させていくかということを考えていて、小山田委員がおっしゃったとおり、女性ならではの細やかな視点という、そういうポスターがまかり通っちゃうこと自体、やっぱり問題だとは思うんですよ、地域団体をやっていたら、ますます人が来ないし、これは結局、職員の方も現場の方も、何のために来てやるか腹落ちしていないし、取りあえず女性、数字と言われても困っちゃうしというところがあるから、何かそういったことを反映した計画にできていかないといけないなと思いましたというのが1点目と、本当に、あと、そもそも女性の母数がないところで割合だけ言われても困るというのは例えば弁護士会の委員会活動でもあって、それも、でも本当にますます、恐らく高齢の男性とか、昔から見知った高齢の方が多いと、例えば通信手段が本当にいまだに回覧板みたいだったから誰も入れないとか、集まる時間帯がそもそも違うとか、そういったところも含めてやっていかなくちゃいけないので、そこはここだけじゃ語れないことだけれど、すごく大事です。いろんな年代の方が集って、排斥されない気持ちで参加できる活動というのはすごい大事なことだなと、改めてこの活動自体の大事さは思いました。というのと、あと、ちょっと評価なんですけど、細かくやっぱり団体を見ていくと全然違う団体が入っていて、この表みたいなものを私は見ているんですけど、その4番と5番が町会とか自治会で、4番、5番、6番かな、これは今言ったような問題が正に当たるところ、7番からのさくらまつりから、11番、12番のほおずき市みたいな、そういう文京のいろんな祭りの委員会に関しては多分アクティブに動いていて、新しく選ばれると思うんだけど、そこはよく見ると男女比も変わらないし、常に会長は男性しか本当にいないみたいで、それはどうなんだろうというのは具体的に思いました。

あと、それでいうと、こちらでも会長の方がご出席いただいていますけど、PTA連合会、42、43、44、幼稚園と小学校と中学校、それも毎回男性なんですね、PTAが。何か

P T Aに男性が参加するのはいいことだけれど、女性の参加率が多いのに男性が会長になるのは何なんだみたいな話というのはちょっとありがちなところであるので、その実態というか課題感があれば教えていただきたいと思います。

以上、3点でした。

内海崎会長：3点目に関して、事務局、いかがですか。

熊倉課長：P T Aのところですよ。違いますか。

藤井委員：P T Aのも含めて。はい。

熊倉課長：こちらにつきましては、関係所管のほうで把握している部分かなと思うのですが、実態としてやはり、活動されている団体としては女性の方が多いけれども、「長」というポストがつくところに男性が就いているという実態はどこもまだ残っているというのは聞いております。その辺りも、全体の周知の中で、そのポストの中、女性の方、なぜそのようになっているのかということも含めて、ちょっと情報を共有したりとか、お話を聞いているところですので、ここにつきましては、ちょっと団体の内部の話になるので、どこまで踏み込めるかということにはなと思うのですが、関係所管のほうもそういった問題意識を持っているというのは認識をしているところです。

内海崎会長：ありがとうございます。

小川委員はこの件に関してですか。じゃあ、ちょっと手短に、すみません、お願いいたします。

小川委員：ごめんなさい。7番からの各お祭りの実行委員会に関して、商店街連合会と町会連合会もこれに絡んでいるので一つお答えさせていただきますが、町会だとか商店街のほうは、本当に組織体が男性中心になっているところが非常に多いです。その方々が、そのまま実行委員会のほうに行っているのも、変更がほぼないです。

あと、数字の取り方、これは私、変えてくださいといつも言っているのですが、そこに参加している総数の中の男女比率をちゃんと取ってほしいのに、なぜか会長、副会長か、実行委員長、副委員長だけを聞くようにしているんですね。そうすると、どうしたって数字はこういうふうになります。実態としては、80%以上、女性です。委員会を実施しているのは。もう男性なんか数える程度。逆に言うと、男性の方々は、もういつも同じで、もう実施されているときは、挨拶するか、座ってお茶を飲んでいるかぐらいで、本当に動いていただいているのは女性ばかりなので、そこにスポットを当てるというのができていないのは、この所管が悪いんです。一応お答えさせていただきます。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

では、森委員が挙手なさっていますので、森委員、どうぞ。

森委員：私は短くだけ。小川委員がおっしゃる、だんだん高齢化してきているという話がありますでしょ。私もこの団体の一つに、20年ぐらい、いちメンバーとして入っていて、ずっと見ていますと、やっぱりなかなか後継というんですか、入ってこない。若い人たちって誰かという、やっぱり学生の人たち、住んでいる人たちもいるかもしれないけど、学生の人たちは就職したら離れていくし、それから、よく見かけるのは、子供が小さいときは文京区に住んでいるんだけど、大きくなっていくと文京区の外に出るとか、どの辺りの年代のところに、だから先ほど、窓口は一体どこにあるのかというのはありますよね。だから、どの辺りの人たち、年代とかをターゲットというんですかね、アナウンスしていくかというのは、少し大事かなと思います。学生の方は、卒業したら、離れていくのは仕方ないですよね。遠く離れたところから活動が続けていくのは非常に難しいのだなと思いました。

だから、小川委員がさっき言っていたように、そもそも人数が減ってくるじゃないかと。後継がやっぱり育っていないというのは本当に、私も20年間、私は通勤という意味で入っていましたけど、見てきたときに、やっぱり減っていついていくというのは本当だなと。その辺りはどうするかという、根っこですよ。そこはやっぱり、少し今後考えていくのは、一つやる課題かなと思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、事業番号25なのですけれども、「委員会・審議会等への男女平等参画の推進」なんです、これについてはいかがでしょうか。

小山田委員、どうぞ。

小山田委員：ありがとうございます。

これはちょっと事務局に、把握している限りでお聞きしたいなと思うのですが、多分、委員会・審議会って、何かいわゆる、こういう会議もそうなんですけど、有識者だったり関係者だったり、場合によっては区民委員みたいなのところだったりと思うのですが、有識者の割合が結構男性に偏りがちというか、業界の特性だったり、その分野の何か頼める第一人者的な人がどうしても男性に偏るみたいなのところはちょっと覚えがあるなと思うのですが、何かこの辺りの原因というか、何か分析されていたらお伺いしたいなと思いました。

以上です。

内海崎会長：事務局、どうぞ。

熊倉課長：ありがとうございます。

有識者の割合のところですけども、やっぱり関係団体とか行政機関で、充て職になっている部分ですとか、そういったところについては、その同じ役割の方が抜けたら、また同じ、後に来た方がそのまま従事されるとか、そういったケースが多いというふうには聞いております。どうしても、専門的な知識が必要であって、その第一人者である方が、ずっと同じ方がいてというところもあって、なかなかそこに代わる人材、そこを例えば女性に担っていただくことができるのかというところをお話ししたりすると、ちょっとそこがまだ難しいという実態があったりとか、組織の中の話なのでというところで止まってしまうという事例が非常に多いというのが実態になります。

事務局としては、関係所管にお話を流していくときには、ちょっとそこがなかなか限界になってしまうので、そこをもう少し、なぜそこが同じ方じゃないといけないのかというところを、どこまでお話を所管のほうからしてもらえるのかというのは、ちょっと課題として持っているところになります。

小山田委員：ありがとうございます。

すみません、これについて、追加でご意見なのですが、ちょっとやっぱり、どうしても同じ人になりがちというところで、やっぱり去年と引き続きのメンバーが多ければ多いほど、議論の流れはしやすかったり、お作法を分かっている方が来るので、多分、事務局としても全てスライドするほうが楽なのだろうなというところがあります。

どうしても、多分、紹介するときに、ジェンダーの割合とかを気にして、次の後任は女性にしようとか思う方も、そんなにいないのかなというふうには思っているのですが、ちょっとそういう意味では、一定の割合についてある程度、少なくともこれぐらいの人数を目指して、ちょっと新しく人を考えてみませんかみたいなところは、各所管に任せていると、運営のしやすさを優先して、その辺りになかなか手がかからないかなと思いますので、ちょっと何かしら働きかけが必要かなと思います。努力義務的に数字を作るとか、各所管単位で、特に割合が偏っているところについてはちょっと声を、何か目標を設けて、実効的な形で進めていくとかというところをちょっとご検討いただけるとうれしいなというふうに思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局、何か補足はありますか。

熊倉課長：すみません。

今、小山田委員からお話があったところですが、私どもダイバーシティ担当のほうから、関係所管、全所管のほうに向けて、この委員会・審議会の女性割合につきましては、充て職の妥当性も含めまして、割合ですね、一方の性が4割を切らないことというところを全庁的に打ち出して、それを踏まえて委員の改選時等、改めてこの数値を改善できるように働きかけをお願いしたいというところは、毎年度、強く所管に訴えかけているところでございますので、ここは徐々に浸透していけば数字にも表れると思いますし、その取組を引き続きダイバーシティ推進担当としても続けていきたいというふうに考えているところです。

内海崎会長：ありがとうございます。

藤井委員が、手が挙がっていますね、どうぞ。

藤井委員：手短にするようにします。

多分2点あって、本当、正にダイバーシティ推進担当の方がやったださって、率先してやれば、多分1個1個見ていくと、分析したりとか改善すれば変わるよねとできるところだし、取りまとめて、ここじゃないところできちんと1回取り組んでもらいたいというのが1点と、あと、計画を作る上で見ていて、これ、実は属性をちゃんと表で分けてくださっていて、部課長のところが一番女性比率が低いんですよ。だから、そもそも文京区の部課長に女性が低いところにも実はネックがあるから、そこも併せて、計画を作るときに、じゃあ、きちんと管理職の女性割合を育てていこうということを取り入れなくちゃいけないなと思ったので、皆さん気に留めていただけるといいと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

非常に重要なご指摘、次の議論になるのですが、いただきましたので、心に留めておきたいと思います。

それでは、大変申し訳ありません。事業番号38に移らせていただきます。「避難所運営における女性等への配慮」です。

事務局から説明をお願いいたします。

熊倉課長：それでは、事業番号38「避難所運営における女性等への配慮」について説明いたします。資料は31ページになります。

令和7年度の特徴としては、平成26年に策定された「文京区避難所運営ガイドライン」の改定素案を作成し、避難所運営における女性等の参画や、「避難所の運営に関する対応方

針」に、配慮が必要な方への対応を記載しました。

所管課による評価は、3としております。

評価理由ですが、妊産婦・乳児救護所の開設訓練を実施し、参集職員や施設職員等に対し、要配慮者への対応などについての意識啓発を行ったほか、女性防災士の資格取得支援では、区が支援を行ったことなどにより、防災士全体に占める女性の割合が30.4%となり、前年度に引き続き増加した点を記載しました。

一方、女性の避難所運営への参画の推進は継続的な課題であり、改定中の避難所運営ガイドラインを踏まえて、女性をはじめ、子供やLGBTQ当事者等の要配慮者への配慮等、安全な避難所環境の整備など、具体的な対策への検討を引き続き進めていく必要があります。

説明は以上となります。

内海崎会長：ありがとうございます。

それでは、事業番号38「避難所運営等における女性等への配慮」について、ご意見を願いたいします。

千代委員、お願いします。

千代委員：今回、男女平等センターのリニューアルに伴いまして、男女平等センターが二次的避難所になっておりますので、そのところを配慮していただくようお願いしまして、例えば乳幼児がいらしたら、沐浴ができるところとか、いろんなところでちょっと配慮していただきましたので、大分変わってまいりました。やっぱり、いろいろなところで、決定機関に女性が一番必要だということを皆さんが認識して言っていくことがすごく大事なかなと思っています。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

そのほか、小川委員、どうぞ。

小川委員：すみません。今年、本郷台中学校が私の地域にありまして、そこで大規模総合訓練が行われました。事前に打合せから何から行っているのですけれども、そのときに疑問に思ったことと、実際に防災危機管理課のほうにもお話ししたのですけれども、今、女性防災士の方が非常に増えているというふうに評価されていましたけれども、その方々にお声かけいただいて、避難所運営協議会に参加いただき、避難所をこういうふうにしていこうという話し合いをしてほしいというお願いをしたのですが、なかなか声かけをしてくれない。

もう一点、実際にその避難所を運営するに当たっての地域の責任者を、近隣の町会長だけ

集めてその人たちにお任せしている状況になっているので、実際に避難所の中で、これはどうするのだろう、あれはどうするのだろうという場面が非常に多かったのですが、区側も答えが出せない、その話合いもされていないというのは、現状、今回ありましたので、やはり、何が言いたいかという、せつかく防災士の方が、女性がいっぱい増えているのだったら、私が気づかない点なんかは、女性の方にどんどん入っていただいて、避難所の中でのちゃんとすみ分けだったりとか、こういう配慮、また、乳幼児の方々が避難所を利用されるときに、どういう場所、どういうスペースが必要かというのをちゃんと考えていく、そういった話合いというのが全くなされてないという。特に、総合訓練になると、区側が主導でやるのですが、全くメニューに入っていません。ですから、こういうふうに評価をされていますけれども、実はここから、ざるのように漏れている問題点が山ほどある。この漏れている問題点ほど本当は大事な話だと思うので、それをちゃんとやっていますかという問いかけに対して回答というのは必要になってくると思うので、区側としても、総合訓練はキャラバンでいろんな小学校、中学校が順番でやっています。その実態に即した問題点は、あぶり出しで絶対出ていますから、それをこの中でちゃんと問いかけていく。そういう流れを今後作っていただきたいなというお願いです。

以上です。

内海崎会長：事務局、いかがですか。

熊倉課長：こちらは、防災危機管理課のほうと聞き取りをしている中で記載をしている内容になりますが、今、小川委員からお話がありましたように、この中でも実際に見えない部分、できていない部分というのがあると思います。

そちらについては、今年度、また聞き取りをしながら、そこに対して何が、手だてができるのかというところは聞いていきたいと思っております。

内海崎会長：ありがとうございます。

小川委員、どうぞ。

小川委員：すみません。手だてができるというふうになるんじゃなく、この間、私のところでは、本郷台中学校は必ず反省会をやってくださいというお願いをしました。間もなく反省会、たしか行われる予定なので、そこで、いろんな課題と、こういうことをしてほしいという案が出たら、それをちゃんと、防災危機管理課のほうから聞き取りをしていただきたいと思います。それが多分、今後、問いかけるヒントになっていくかと思うので、是非そこに目を向けてください。お願いいたします。

内海崎会長：よろしくお願いいたします。

事務局、よろしいですか。

ほかにご意見いかがでしょうか。

千代委員、どうぞ。

千代委員：以前、防災の訓練のところに参加させていただいたときに、避難所に行くとき必ずマニュアルがあって、そのとおりやればいろいろなことができるというのなんですけれども、その最初のマニュアルのところに、決定機関に女性を何人入れてほしいとお願いしたことがあったのですが、その確認は取れるのでしょうか。

内海崎会長：この件は事務局ですね。いかがですか。

熊倉課長：こちらにつきましては、避難所運営ガイドラインの改定に関連して、この部分も話を共有しているところになりますので、ちょっとその進捗については確認をした上で、またお話をさせていただければと思います。

内海崎会長：よろしくお願いいたします。

それでは、原委員、どうぞ。

原委員：細かいことになりましたけども、今、東日本大震災後15年ということで、いろいろな振り返りが起きておりまして、今まで語られなかったことなんかも徐々に語られるようになってきているのですけども、やはり、避難所で一番大変だったことというのが、結局、必要な物資が男女別に分けられていて、なかなか、本当に性別に深く関わるような、下着とか、それから生理用品、そういったものを洗濯したり、それから受け取ったりすることが、やはり難しいということで、避難所におられる全ての方に偏見がないということは考えられませんが、やはり、いわゆる身ばれといって、トランスの人が、見かけは一方の性別だけでも身体的には反対の性別という、逆の性別ということで、やはりそこがうわさになってしまうというのがとても怖くて結局避難所を利用できなかったというような、そういうような話もたくさん出てきていますので、私どもが考えるのは、やはり、もちろん全部啓発できればいいのですけども、1人でも2人でも、リエゾンの方がいて、連絡調整係の方がいて、多様ないろいろな状況をきちんと受け止めて、例えば物資なんかも、その方が取りに行行って渡すというような、そういうような手だてがあれば、その方に相談して動いていただくというようなこともできるので、知り合いがいる人はそうやって、やっていると思うのですが、誰もいない場合もありますので、そんなようなことを今考えています。それで、そういった細かい差別を受けずに避難所を利用できるという状況がないと、なかなかみんな安心して避難所に

行かないと。それで自宅避難か車避難ということになってしまう。今、現状はそんな感じですので、それをちょっと留意していただければと思います。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局、よろしいでしょうか。推進会議の評価の中に、今お二人からご意見がありましたので、その辺りも書き込んでいただけるといいかなというふうに思います。

そのほか、事業番号38に関してご意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。皆様からのご意見を踏まえまして、推進会議評価の案を事務局にて作成しまして、第3回男女平等参画推進会議にてお示ししたいと思います。

それでは、次に、審議事項の(2)「文京区男女平等参画推進計画の改定について」を議題といたします。

前回の会議では、計画改定の方向性につきまして、現行の体系をベースに、国の第6次男女共同参画基本計画と、区の現行計画との比較を行いました。昨年度実施いたしました区民調査から見えた課題も踏まえまして、ご議論をいただいたところです。

これらのご意見を踏まえまして、計画改定に係る基本的な考え方について一定の整理をいたしまして、体系案を示しております。

では、事務局より説明をお願いいたします。

熊倉課長：それでは、まず資料第2-1号からご説明いたします。

こちらの資料は、前回会議での委員のご意見等と、国の第6次男女共同参画基本計画、法令改正や区民調査から見えた課題を踏まえ、計画改定に係る基本的な考え方を示した資料となります。

区の計画改定に向け、社会的背景として大きなものとしては、国の第6次男女共同参画基本計画の策定、国際指標から見るジェンダー平等の格差、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定などがあります。

そして、昨年度実施いたしました区民調査からは、無意識の偏見と思い込みから生じている問題やワーク・ライフ・バランスの希望と現実間のギャップ、メディアにおける偏った表現等、様々課題が見えてきたところです。

これらも踏まえ、計画の方向性としては、「一人一人が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かちあいつつ、性別にかかわらず平等な立場で、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮して、いきいきと暮らせる社会」を目指すこととし、「固定的な性別役割意

識やアンコンシャス・バイアスの解消」、「メディアリテラシーの推進」、「共働き、共育での実現に向けた仕事と育児の両立支援」、「困難な問題を抱える女性等への支援」、「仕事と健康課題の両立支援」を新計画の新たなポイントとしております。

続いて、資料第2－2号の1ページをご覧ください。

資料第2－1号に記載の計画の方向性に基づいた四つの大項目、中項目、小項目について、現行計画の体系と新たな計画の体系案との変更箇所を示しており、新たに追加した内容を【新】、文言変更を【変更】、場所移動を【移動】という形で記載しております。

2～5ページにおきましては、Ⅰ～Ⅳの大項目ごとに新体系のポイント、国の第6次男女共同参画基本計画の関連する記載項目や男女平等参画推進会議の委員の意見一覧などを記載しております。

では、こちらは大項目ごとにご説明いたします。新計画の体系においても、現行計画と変わらず四つの大項目、目標を設定しております。

2ページ、新体系案のポイントです。中段をご覧ください。大項目（目標）の「Ⅰあらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進」では、国の第6次男女共同参画基本計画から「多様な幸せの実現」という基本的な方針を取り入れ、文言に加えております。

「固定的な性別役割分担やアンコンシャス・バイアスの解消」については、これまでも取組を進めてまいりましたが、改めて、中項目2の小項目（1）に明示し、より具体性を持たせたことです。

また、中項目2、小項目（3）におきましては、近年、若年層への悪影響が懸念されているインターネットやSNSにおける偏見や性差別表現等への対策として、メディアリテラシーの推進、こちらについて記載をしております。

中項目6には、防災対策においてジェンダー平等の視点を常に意識することを記載し、また、国際的な概念であるWPS（女性・平和・安全保障）につきましても、小項目（1）で取り上げております。

また、このページの下の部分では、この項目案の内容に関係する、国の計画、区民調査から見える課題、そして、前回の会議で委員の皆様からいただきました意見を掲載しております。

続いて、大項目Ⅱですが、仕事と育児の両立支援をさらに進めるため、「共働き・共育での実現」を方針として、「子育てへの支援」と「保育環境の充実」を、中項目1の小項目（2）

「共働き・共育での実現に向けた仕事と育児の両立支援」に一本化しました。また、仕事と介護の両立支援を強化するものとして、「ワーキングケアラー等への支援」について小項目（３）に記載しております。

次に、大項目Ⅲは、次回から本計画に包含される「困難女性支援基本計画」について、様々な困難を抱える女性を包括的に支援することを目指し、中項目３に記載しております。また、中項目４の小項目（３）では、男女ともに双方の健康課題に対する理解やそれぞれの特性に応じた支援が必要と考え、望まない離職を防ぐための仕事と健康課題の両立支援について追加しております。

大項目Ⅳは、区の施策にジェンダー平等の視点を踏まえることがより一般的になるよう、区職員の意識啓発とジェンダー主流化に取り組むことや、UN Womenとの連携について新たに記載しております。

説明は以上です。

内海崎会長：ありがとうございました。

第３回の推進会議では、本日の意見を反映して修正いたしました計画事業まで含めた体系図を提示したいと考えております。

そのため、本日は新しい体系を確定し議論を終了したいと予定しておりますので、委員の皆様にはそれを踏まえましてご意見をお願いしたいと思います。

それでは、まず資料第２－２号、大項目Ⅰ～Ⅳについて順に進めてまいります。

まず、大項目Ⅰから見ていきます。「あらゆる人の人権とその多様性を尊重する意識の形成と多様な幸せを実現する取組の推進」について、こちらについてご意見をいただきたいと思います。かなり時間が押し迫ってまいりましたので、ご発言は簡潔に、大変申し訳ありませんがお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

焼家委員ですね、どうぞ、副会長。

焼家副会長：すみません、手短に申し上げます。

今回、防災というところで、ジェンダー平等の視点、特に女性・平和・安全保障、WPSの視点に立った災害時対応というのが入っているのは非常にいいと思います。

このWPSというのは、こういう気候関連の安全保障リスクを含む災害リスクの、ジェンダー側面を理解するための国際的な枠組みを提供しています。この切り口が、やはり構造的な不平等、脆弱性、対処戦略に関する理解を提供していると思います。

また、文京区は本当にそういった面で女性のニーズを反映するような取組に力を入れているという観点から、このW P S という国際的な枠組みとの連携を記載するのは非常に意義深いですし、第6次男女共同参画基本計画とも合っていると思います。

また、UN W o m e n との連携も深めながらしっかりと進めていくというところもありましたけども、UN W o m e n としてもしっかりと、是非ご協力させていただきたいと考えております。

ありがとうございます。

内海崎会長：ありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。

小川委員、どうぞ。

小川委員：度々すみません。

大項目 I ですから2ページですね。今、開いているところの新規のところ、中項目2の小項目(3)、これは子供たち向けが大きく関係してくると思うのですが、関係機関・団体等を通じた大学生・若年層へのSNS等による情報発信とメディアリテラシーの推進とありますが、今年の4月から東京都が子供読書活動推進計画というのを新しく打ち出して、その中に、子供たちは今まで紙の本を読むのが当たり前だったのが、これからは、ネット上にあるオーディオブックを聞くのも、漫画を読むのも、要はネット上にある情報でも、活字を見たり聞いたりしても読書をしたことになるというふうに新しく打ち出されているんですね。そうなってくると、保護者側も結構自由度が高くなってしまって、与えてしまう機会が非常に増えると、ただメディアリテラシーの推進だけでなく、子供たちだけでなく大人も含めて、特に保護者も含めて、何か包括的にちゃんとそこを見守るというのをに入れていかないと、ここが大きく崩れてしまうんじゃないかという怖さがあるので、ちょっと表現が非常に難しくて申し訳ないのですが、開かれた状態というのは非常にいいのかもしれないですけども、それが本当に正しい情報かどうかの判断もできない子供たちがそれを読んで信じてしまったりとか、また、悪い方向に行ってしまうというのをちょっと心配だったので、そういったところをしっかりと見て、平等の意識を高めるということにつなげていただける文言になったらいいのかなとちょっと感じたものですから、意見させていただきました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

事務局、何かありますか。それとも、ご意見として承っておいて、ちょっとご検討いただ

くということでしょうか。

熊倉課長：ご意見として承らせていただきます。

内海崎会長：それでは、ほかにいかがでしょうか。

特になければ、大項目Ⅱについてご意見をいただきたいと思います。「あらゆる人の職業生活における活躍の推進」ですね。よろしくお願いいたします。

よろしいですか。それでは、また戻りますので、大項目のⅢに移ってまいります。「あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた心と身体 の健康の支援」ですね。ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

千代委員、どうぞ。

千代委員：あらゆる暴力の根絶のところに、変更で性の商品化とメディアとあるのですが、このところを分かりやすく、「デジタルDV」とどこかに言葉が入れば分かりやすいかなと思いました。

内海崎会長：なるほど。

事務局、いかがですか。

熊倉課長：そうですね、ここの記載ですけれども、なるべく分かりやすい記載で入れていきたいというところはあるのですけれども、「デジタルDV」ですかね、どの要素に当たるところでしょう。性の商品化というところですか。

逆に、ごめんなさい、質問になってしまうのですが。

千代委員：インターネットとかSNSの追っかけみたいなものがすごくあって、それがすごく今、事件になっていますので、DVという言葉がだんだん浸透してきたので、「デジタルDV」という言葉が、私も見つけて、すごくいい言葉で分かりやすいかなと思いました。

内海崎会長：千代委員、具体的に、どの部分に書き込むということだと。

千代委員：インターネット、SNS上における。

熊倉課長：中項目2の小項目（3）ですか。

内海崎会長：中項目2の小項目（3）ですね。

千代委員：はい。性の商品化とメディアの下にある、インターネット、SNS上における性暴力表現への対応とはちょっと違うのですけれども、結構「デジタルDV」がすごく今、増えているような気がしましたので、言葉的に分かりやすいかなと思いました。

内海崎会長：「デジタルDV」に関しましては、委員の皆様、区民の方がご覧になったときにずっとイメージができるぐらい浸透しているという判断でよろしいですか。

小山田委員、どうぞ。ごめんなさい、千代委員。補足、いいですか。

じゃあ、小山田委員、お願いします。

小山田委員：すみません。多分、あまり聞いたことないところはあって、多分、「デジタルDV」自体は、メディア上でもSNSの用語としてもまだ多分合意されてない用語になってくるので、どちらかというと、こういうのがありますという、その用語のところでつまずいてしまうのではないかなという懸念があるので、今、千代委員がおっしゃったところについては、どちらかというと具体的な事例として、いわゆるSNSで発信をしていたら本当に知らない人の付きまといが始まったとか、具体的なケーススタディみたいな形で提示するのが一番飲み込みやすいのではないかなと思っています。はやり廃りのある言葉を、あまり、計画に組み込んだときに、いわゆる後から見直したときに、これ何だっけなということには結構なるんじゃないかという懸念は個人的には思っているところなので、あまり、はやる言葉じゃないですけど、何かこう流れてしまうような言葉というのは、ちょっと使うのは気をつけたほうがいいかなというのは、個人的には思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

千代委員、よろしいですか。

言葉の問題で、私もお伺いしたいのは、「デジタルDV」が、捉え方によって、いろんな中身の概念が広がり過ぎるというか、これというふうに決まっていないというところに、ちょっと小山田委員がおっしゃったように、言葉として定着しているかどうかということも踏まえる必要があるのかなというふうにちょっと感じたものですから、少しこれは事務局でもお調べいただいて、むしろ、区民どなたがご覧になっても一定程度ご理解できるような表記、これもお願いできればというふうに思います。

ほかにいかがですか、大項目Ⅲに関して。

それでは、よろしいでしょうか。大項目Ⅳ「推進体制の整備」に移りたいと思います。ご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

ないようでしたら、資料が配信されましたので、委員の皆さんは事前にご確認いただいているものと思うのですが、改めて、この前半の議論ですね。前半の議論のところで、改定に結びつける必要があろうかと思われるようなご意見がたくさん出てまいりましたので、そのようなご意見を再度検討いただいて、会議終了後でも結構ですので、大変短くて申し訳ないのですが、7月10日金曜日までにお気づきの点がありましたら事務局へメールでご意

見をお寄せいただくということをしたと思います。そのようにさせていただければと思います。

例えば、私、時間があまりなかったのも、ちょっと申し上げなかったのですが、避難所の運営に関しまして、原委員が、多様な性を持っている利用者に関しておっしゃったのですが、一方で私は、外国人の問題をどうするのかなというのもちよっと思ったりもしていましたので、この辺りも今後ちょっと検討いただけるといいのかなと思いました。

森委員から手が挙がっています。森委員、どうぞ。

森委員：今、7月10日までに、例えばコンパクトに意見をまとめた形で事務局に出すというのは、ここの資料2-2の今映っている赤文字のところに入るコンパクトな文字で表した場合ということですね、長い文章じゃなくて。

内海崎会長：いえいえ、全体のご意見ですので。

森委員：長くてもいいということですか。

内海崎会長：全体、大項目のⅠ～Ⅳまでご覧になっていただいて、その中で、この表記についてはちょっとこんなふうに考えてはどうかと。

森委員：なるほど。分かりました。

内海崎会長：そういう意味で、全体を見て、ご意見ということで。表記までというのはちょっと難しいので、もちろん表記、アイデアがあれば、それは送っていただければ事務局としては助かると思いますけれども。そういう意味です。

森委員：分かりました。以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

ほかに何か、おありになりますでしょうか。

それでは、本日、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして修正を加えます。そして、計画事業が盛り込まれた体系案について、次回の推進会議にてご確認いただき、計画の体系を決定してまいりたいと考えております。

審議事項はこれで終了なのですが、委員の皆様から何かご意見があればお伺いしたいと存じます。

かなり急いで審議をいたしましたので、ここのところをもう少し言いたかったというところ、あるいは、後でこの点を少し強調したいということがおありになりましたら、まだ少し時間がございますので、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

千代委員、どうぞ。

千代委員：すみません。原委員に、L G B T Qのところでは何かやっていますかと聞かれたのですが、2年前に男女平等センターまつりのときに、ニューレディの肉乃小路ニクヨさんに講演会をいただきまして、初めて本人の考え方とか、今までの体の変化とか、いろいろ聞くことができました。いい講演会にさせていただくことができましたので、お伝えしようと思いました。

以上です。

内海崎会長：ありがとうございます。

小川委員、どうぞ。

小川委員：すみません。これは事務局に1点だけ確認です。資料第1号に男女平等センターのことが事業番号8でうたわれているのですが、今年6月からリニューアルされて、男女平等センターエガリテになられていると思うのですが、名称はいつ変えられるのですか。それをちょっと聞きたかったのです。

内海崎会長：事務局、どうぞ。

熊倉課長：こちらの重点項目8におきましては、これまでの現行計画の中での重点項目というところで挙げた事業名というところなので、一応、今年度はこれで統一なのかなという気はしているのですけども。

小川委員：すみません、素朴な疑問だったので。

熊倉課長：こちらは正式名称は男女平等センターで愛称はエガリテという形になります。

小川委員：でも、文京区のほうのホームページ上では、男女平等センターエガリテというふうにご案内が出ていますよね。ですから、統一性がないので、どれなのだろうと思ったので、ちょっと聞いてみました。

熊倉課長：そうですね。現行は、あくまで8番の内容についてはこのままになるのですけれども、次の計画のときにはそれを併記するかどうかというのは、ちょっと今後、事務局と委員の皆様ともお話をしながら、ちょっと書き方は検討していきたいと思っております。

内海崎会長：ありがとうございます。

男女平等センターをジェンダー平等センターにするとかいう案はないんですね。すみません。ジェンダー平等センターエガリテと、それはちょっと無理ですね。条例が「男女平等」なので。はい。分かっているで発言しました。すみません。

それでは、その他、事務局からちょっとご連絡がおありのようですので、よろしくお願ひします。

熊倉課長：事務局から、次回、令和８年度第３回男女平等参画推進会議のスケジュールについてご連絡いたします。

次回は９月４日金曜日の午前１０時３０分から、対面とオンラインのハイブリッド開催をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。正式な開催通知につきましては、後日、追ってご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上となります。

内海崎会長：ありがとうございました。

たくさんご議論いただきまして、特に前半につきましては非常に重要なご指摘がいっぱい出てまいったかなという印象を持っております。

特に小川委員のご発言、根っこの部分をどうするかということで、やはり、これまでいろいろ計画を立ててまいりましたけれども、どうしても、どうやっても進まないという部分と、それから状況が変わって、特に自治会の面ですか、あの辺の問題は、参加なさる方が減ってきているという、自治会活動の維持そのものも難しくなっているという新しい課題も出てまいりましたし、一方で、そういった会に参加する意欲がないわけではない人たちをどうやってピックアップしていくかという、その方法論の問題も提案されたかと思います。

勉強会の中で、男女平等とジェンダー平等の相違というのをお話しいたしましたけれども、その辺りも、次回の計画には、かなり事務局のほうで意識的に入れてくださっておりますので、さらにそのところを進めてまいりたいと思います。いろいろとありがとうございました。

これをもちまして、令和８年度第２回文京区男女平等参画推進会議を終了いたします。

次回もどうぞよろしくお願い致します。お疲れさまでした。ありがとうございました。